

四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例及び四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

(四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例(平成2年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(費用の受領)

第6条 市長は、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年条例第5号)第3条に規定する利用者負担額、四街道市立保育所時間外保育運営規則(昭和62年規則第13号)第8条に規定する延長保育料及び四街道市一時保育事業実施規則(平成14年規則第32号)第8条に規定する一時保育事業利用料のほか、保育所の保育において提供する便宜に要する費用について、入所又は利用をする児童の保護者から支払を受けるものとする。

(四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

第2条 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者又は」を「教育・保育給付認定保護者又は」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条及び第6条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額について適用し、同日前に行われた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額については、なお従前の例による。